

## 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、東京都台東区暴力団排除条例（平成23年12月台東区条例第29号）第7条の規定に基づき、東京都台東区（以下「区」という。）が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い又は貸付契約等の区が発注する契約のすべてをいう。
- (2) 入札参加資格 工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格並びに同施行令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員等及びこれらに限らず工事等の契約に関し、契約の相手方に工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を行う団体及び個人をいう。

### (入札参加除外措置)

第3条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、第15条に規定する暴力団等排除対策委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該入札参加資格者を工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、区長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

2 区長は、前項の規定に基づく入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なく入札参加除外措置決定通知書（別記第1号様式）により通知する。

### (入札参加除外措置の解除)

第4条 区長は、入札参加除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）から入札参加除外措置解除の申請があり、当該入札参加除外者が別表各号のいずれにも該当しないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において、区長は、別表各号のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

2 入札参加除外者は、入札参加除外措置の解除を申請するときは、入札参加除外措置解除申請

書（別記第2号様式）により区長に申請する。

3 区長は、第1項の規定に基づく入札参加除外措置の解除を行ったときは、当該入札参加除外者に対し遅滞なく入札参加除外措置解除決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

（勧告措置）

第5条 区長は、入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し勧告を行うことができる。

2 区長は、前項の規定に基づく勧告を行うときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なく暴力団等排除措置に関する勧告書（別記第4号様式）により勧告するものとする。

（入札参加資格者の審査における排除）

第6条 区長は、入札参加資格に係る審査に当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

（一般競争入札からの排除）

第7条 区長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 区長は、入札参加又はその資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加又はその資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 区長は、第2項の規定により当該入札参加の資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

（指名競争入札からの排除）

第8条 区長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 区長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 区長は、前項の規定により指名の取消しを行ったときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第9条 区長は、入札参加資格の有無にかかわらず、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の種類、性質、目的、履行場所等により、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた者に特定されるときその他特別の理由があると区長が認めるときは、この限りでない。

（下請負の禁止等）

第10条 区長は、入札参加資格の有無にかかわらず、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、工事等の契約の下請負人等とすることを認めてはならない。

2 区長は、区が締結している契約の相手方が、入札参加資格の有無にかかわらず、別表第1号に該当する者を下請負人等としていたときは、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(準用)

第11条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同企業体、事業協同組合等について準用する。

(契約の解除)

第12条 区長は、工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(指定管理者への指導)

第13条 区長は、第3条の規定に基づく入札参加除外措置を行ったときは、区の事務又は事業を行わせる指定管理者に対し、その所管部長を通じて当該指定管理者が発注する契約から入札参加除外者を排除するよう指導するものとする。

(不当介入に対する措置)

第14条 区長は、工事等の契約の相手方が、当該契約の履行に当たって、暴力団員等又はその関係者から不当介入等を受けたときは、速やかに報告を求め、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

2 区長は、工事等の契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察へ届け出るよう指導するよう求めるものとする。

3 区長は、工事等の契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずるものとする。

(暴力団等排除対策委員会)

第15条 第3条に規定する入札参加除外措置等に関する審議を行うため、暴力団等排除対策委員会を設置する。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 第3条に規定する入札参加除外措置に関すること。
- (2) 第4条に規定する入札参加除外措置の解除に関すること。
- (3) 第5条に規定する勧告措置に関すること。
- (4) その他工事等の契約からの暴力団等の排除に関すること。

3 委員会は、委員長及び委員で構成し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 総務部長

- (2) 委員 総務課長、経理課長、生活安全推進課長、施設課長及び土木課長

4 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会務を統括する。

5 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員長が特に必要があると認めるときは、第3項第2号に定める者のほか、臨時に委員を置くことができる。

8 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(関係機関との連携)

第16条 区長は、警察等関係機関との密接な連携の下に、この要綱に基づく事務を行うものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第17条 区長は、第3条の規定に基づく入札参加除外措置を行ったときは、入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置の事由、入札参加除外措置の期間等を公表するものとする。  
ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の目的に照らし公表することが適切でないと判断される情報は除くものとする。

2 区長は、第4条の規定に基づく入札参加除外措置の解除を行ったときは、入札参加除外措置を解除した旨を公表するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその役員等が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該措置をした日から24月。 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
2 入札参加資格者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。	当該措置をした日から24月 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
3 入札参加資格者又はその役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与える、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該措置をした日から12月 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該措置をした日から12月 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
5 入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該措置をした日から12月 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
6 入札参加資格者が勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	当該措置をした日から12月 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
7 区が発注する契約の相手方が下請負人等が第1号に該当する場合において、区が当該下請負人等との契約の解除を区の契約の相手方に求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したとき。	当該措置をした日から12月 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで
8 区が発注する契約の相手方が、暴力団又は暴力団員等から不当介入等を受けた場合において、正当な理由なく区への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。	当該措置をした日から6月 ただし、当該措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで

別記第1号様式(第3条関係)

第　　号  
年 月 日

入札参加除外措置決定通知書

殿

台東区長

東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定に基づき、入札参加除外措置を決定しましたので通知します。

なお、入札参加除外措置の内容は、下記のとおりです。

記

1 入札参加除外措置の期間

年 月 日から 年 月 日まで

かつ、入札参加除外措置の原因となった事実が改善されたと確認され、当該入札参加除外措置の解除を行うまで

2 入札参加除外措置の事由

3 入札参加除外措置の内容

(1) 競争入札への参加

本区で実施する契約の競争入札に参加することができません。

(2) 契約の締結

貴社との契約は締結しません。

別記第2号様式(第4条関係)

年 月 日

入札参加除外措置解除申請書

台 東 区 長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊞

当社は、 年 月 日付第 号により入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱(以下「排除措置要綱」という。)別表各号のいずれにも該当しておりません。

よって、排除措置要綱第4条の規定により、下記のとおり入札参加除外措置の解除を申請します。

記

別記第3号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

入札参加除外措置解除決定通知書

殿

台 東 区 長

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第1項の規定に基づき、当該措置を下記のとおり解除することとしたので通知します。

記

1 入札参加除外措置を解除する日

年 月 日

別記第4号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

暴力団等排除措置に関する勧告書

殿

台東区長

貴社は、東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱(以下「排除措置要綱」という。)別表第号に掲げる要件に該当すると認められ、今回は入札参加除外措置を行いませんが、排除措置要綱第5条の規定により下記のとおり勧告します。

記

1 勧告の事由